

## 地域自主戦略交付金 第二次交付限度額

平成23年6月6日

内閣府

地域自主戦略交付金等の平成23年度予算額のうち9割程度については、平成23年4月1日に都道府県の継続事業の事業量等に基づき、第一次交付限度額として設定したところであるが、今回、1割程度<sup>(※)</sup>について客観的指標により算出した上で、平成23年度予算については、公共事業・施設費において5%を目途として執行を留保することとされていることを踏まえ、その2分の1を第二次交付限度額として設定。

(単位:百万円)

都道府県名	第一次交付限度額	第二次交付限度額	計
1 北海道	36,728	19	36,747
2 青森県	9,180	516	9,696
3 岩手県	9,628	592	10,220
4 宮城県	6,001	443	6,444
5 秋田県	7,519	541	8,060
6 山形県	7,410	479	7,889
7 福島県	8,458	686	9,144
8 茨城県	9,315	622	9,937
9 栃木県	6,962	490	7,452
10 群馬県	7,699	416	8,114
11 埼玉県	7,889	606	8,496
12 千葉県	9,895	589	10,484
13 東京都	24,575	1,057	25,631
14 神奈川県	5,393	319	5,712
15 新潟県	18,388	752	19,140
16 富山県	6,738	326	7,064
17 石川県	7,203	331	7,534
18 福井県	6,801	311	7,112
19 山梨県	8,860	317	9,176
20 長野県	11,351	682	12,034
21 岐阜県	6,522	452	6,974
22 静岡県	10,727	567	11,294
23 愛知県	14,508	754	15,261
24 三重県	6,532	486	7,018
25 滋賀県	4,930	331	5,260
26 京都府	4,752	323	5,075
27 大阪府	8,707	466	9,173
28 兵庫県	11,928	677	12,605
29 奈良県	5,622	306	5,927
30 和歌山県	7,929	420	8,349
31 鳥取県	5,644	309	5,953
32 島根県	11,084	454	11,538
33 岡山県	7,479	439	7,919
34 広島県	5,704	601	6,305
35 山口県	7,289	514	7,803
36 徳島県	4,071	338	4,408
37 香川県	3,884	303	4,188
38 愛媛県	6,952	446	7,398
39 高知県	7,894	422	8,315
40 福岡県	15,146	557	15,703
41 佐賀県	7,457	308	7,765
42 長崎県	10,340	426	10,766
43 熊本県	10,698	540	11,238
44 大分県	9,598	459	10,057
45 宮崎県	6,384	431	6,816
46 鹿児島県	13,515	547	14,062
47 沖縄県	33,166	2	33,168
合計	464,454	21,969	486,423

※ 沖縄振興自主戦略交付金等を除く1割の額を客観的指標により算出している。

## 客観的指標による配分

**算出額 440億円程度** (ただし、執行留保を踏まえ、以下の基準による算出額の2分の1の額 **220億円** を第2次交付限度額として通知)

- 各都道府県の客観的指標による算出額(1割相当分)は、下表に掲げる各々の金額を、各々の客観的指標により按分して算出した額を合算した額となる。
- 項目ごとの配分額は、都道府県を縛るものではなく、都道府県は配分合計の範囲で内訳にとらわれず事業を選択できる。 (億円)

社会資本整備 342						農山漁村整備 82			その他 15																									
<b>A</b>	道路延長(注1)	187	港湾水際線延長	9	河川要改修延長(注2)	37	土砂災害危険箇所数	25	流域下水道未整備等管渠延長 (1/2ずつ)	27	都市計画区域面積	6	公営住宅管理戸数	11	<b>B</b>	耕地面積	26	林野面積	8	漁港海岸線延長	2	<b>E</b>	未耐震水道管路延長	9.2	地方道道路延長 ・自動車保有台数 ・人口集中地区人口(1/3ずつ)	3.7	工業用水道事業計画給水能力	1.3	都道府県立高等学校専門学科数	1.0	長距離自然歩道延長・利用者数(1/2ずつ)	0.1	人口	0.1
<b>D</b>		財政力に応じた配分(注3)		50																														

(注1) 土地価格の差を反映する補正を適用  
 (注2) 河川要改修延長の数値の差を緩やかにする補正を適用  
 (注3) 財政力に応じた配分は、各都道府県の財政力指数を用いて、右記の数値により按分  
 (注4) 表中の金額は、地域自主戦略交付金への拠出額、過去の事業種類ごとの実績額等を用いて算出。当該額は、平成24年度以降、都道府県の事業選択の結果等を踏まえて変わりうるもの

財政力指数0.46未満	財政力指数に応じて1~2(指数最小県が2)
財政力指数0.46以上	0.5